

茨城県農業再生協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書の一部変更について  
新旧対照表

改正案	現行
<p>茨城県農業再生協議会 施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条～第4条 (略)</p> <p>(支援対象者) 第5条 (略)</p> <p>(3) 省エネルギー等対策推進計画（実施要領第5の2に定めるものをいう。以下同じ。）を定め、次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。</p> <p>なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。</p> <p>ア <b>令和元</b>事業年度以降に計画を策定する場合：策定事業年度の翌々事業年度までに10a当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p>	<p>茨城県農業再生協議会 施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条～第4条 (略)</p> <p>(支援対象者) 第5条 (略)</p> <p>(3) 省エネルギー等対策推進計画（実施要領第5の2に定めるものをいう。以下同じ。）を定め、次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。</p> <p>なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。</p> <p>ア <b>平成30</b>事業年度以降に計画を策定する場合：策定事業年度の翌々事業年度までに10a当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p>

イ 平成 30 事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア) から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

第6条～第7条 (略)

(実施状況の報告)

第8条 (略)

2 協議会は、前項の報告及び自らの実施状況を取りまとめ、実施要綱第7、実施要領第6及び事業主体要領第14条により、事業主体に報告するものとする。

第9条～第13条 (略)

(燃油購入数量等の設定)

第14条 セーフティネットへの加入を希望する支援対象者

(以下「加入申込者」という)又は前条により積立契約を締結した支援対象者(以下「加入者」という。)は、施設園芸用燃油価格差補填金(燃油価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下「補填金」という。)に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに下表の選択肢からいずれかを選択し、別紙様式第7号による燃油購入数量等設定申込書(以下「数量等申込書」という。)により、補填金の対象となる燃油購入数量とともに、

イ 平成 29 事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア) から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

第6条～第7条 (略)

(実施状況の報告)

第8条 (略)

2 協議会は、前号の報告及び自らの実施状況を取りまとめ、実施要綱第7、実施要領第6及び事業主体要領第14条により、事業主体に報告するものとする。

第9条～第13条 (略)

(燃油購入数量等の設定)

第14条 セーフティネットへの加入を希望する支援対象者

(以下「加入申込者」という)又は前条により積立契約を締結した支援対象者(以下「加入者」という。)は、施設園芸用燃油価格差補填金(燃油価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下「補填金」という。)に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに下表の選択肢からいずれかを選択し、別紙様式第7号による燃油購入数量等設定申込書(以下「数量等申込書」という。)により、補填金の対象となる燃油購入数量とともに、

協議会に申し込むものとする。

なお、第11条第2項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃油購入数量の追加を行う場合も同様とする。

選択肢（積立方式）	油種	積立額の算出式
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	$12.5 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
	灯油	$13.2 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	$24.9 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
	灯油	$26.4 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	$41.6 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
	灯油	$44.0 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$

第14条第2項～第17条 (略)

(補填金の交付)

第18条 協議会は、事業主体要領第19条による事業主体からの通知を受けて、加入者に対する補填金の交付を行うものとする。この場合、事業主体が生産局長の承認を得て定める補填金単価に、加入者及びその事業参加者ごとの当該月の補填対象の燃油数量（購入実績数量に事業主体要領第19条第3項に定める補填対象の割合を乗じた数量）を乗じて得た額

協議会に申し込むものとする。

なお、第11条第2項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃油購入数量の追加を行う場合も同様とする。

選択肢（積立方式）	油種	積立額の算出式
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	$12.7 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
	灯油	$13.5 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	$25.4 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
	灯油	$26.9 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	$42.4 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
	灯油	$44.9 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$

第14条第2項～第17条 (略)

(補填金の交付)

第18条 協議会は、事業主体要領第19条による事業主体からの通知を受けて、加入者に対する補填金の交付を行うものとする。この場合、事業主体が生産局長の承認を得て定める単位数量当たりの補填金の額に、加入者及びその事業参加者ごとの当該月の補填対象の燃油数量（購入実績数量に補填対象の割合を乗じた数量）を乗じて得た額を補填金として加入

<p>を補填金として加入者に交付するものとする。</p> <p>2 協議会は、対象期間の当該都道府県下の平均気温等を踏まえ、事業主体要領第19条第3項ただし書きに基づき、事業年度当初の<u>事業実施計画書において低温特例措置の対象とする気温測定地点</u>を申し出るものとする。</p> <p>第19条～第23条 (略)</p> <p>(留意事項)</p> <p>第24条 対策の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用</p> <p>事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、<u>協議会</u>は、農業共済組合等と連携し、支援対象者又は事業参加者に対し、経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。</p> <p>第24条第2項～第25条 (略)</p>	<p>者に交付するものとする。</p> <p>2 協議会は、対象期間の当該都道府県下の平均気温等を踏まえ、事業主体要領第19条に基づき、事業年度当初に<u>事業主体に対しセーフティネットの発動基準率の特別な設定</u>を申し出るものとする。</p> <p>第19条～第23条 (略)</p> <p>(留意事項)</p> <p>第24条 対策の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用</p> <p>事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、<u>事業実施者</u>は、農業共済組合等と連携し、支援対象者又は事業参加者に対し、経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。</p> <p>第24条第2項～第25条 (略)</p>
---	--

附則 この業務方法書の変更は、令和3年3月1日から施行することとし、令和3年7月1日から適用する。